

## 山口県央連携都市圏域ビジョン懇談会規約（案）

### （名称及び目的）

第1条 この会は、山口県央連携都市圏域ビジョン懇談会（以下「ビジョン懇談会」という。）と称し、山口県央部等の圏域の民間及び地域の関係者が一体となり、圏域全体の将来にわたる発展と、個性と活力に満ちた圏域の形成を目指していくことを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 ビジョン懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行い、必要な意見及び助言を行うものとする。

- （1）山口県央連携都市圏域ビジョンの策定及び推進に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第3条 ビジョン懇談会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- （1）圏域内における各市町の経済団体の代表者
- （2）圏域において取り組む施策等に関係する各市町の団体の代表者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 ビジョン懇談会には、オブザーバーを置くことができる。

### （会長及び副会長）

第4条 ビジョン懇談会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、ビジョン懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （任期等）

第5条 委員の任期は、山口県央連携都市圏域ビジョンの計画最終年度の末までとする。ただし、委員が、就任時の団体等の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員は、原則として無報酬とする。

### （会議）

第6条 ビジョン懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第7条 ビジョン懇談会の事務局は、山口市総合政策部企画経営課に置く。

2 ビジョン懇談会の庶務は、山口市総合政策部企画経営課及び宇部市総合政策部政策企画課が相互に連絡調整を図り、行うものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ビジョン懇談会の運営に関し必要な事項は、会長がビジョン懇談会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。